自粛事業（救急講習等）の一部再開について

大変お待たせいたしました！！

当消防組合におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、消防訓練や救急講習などの事業を自粛しておりましたが、岐阜県が特別警戒県や緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたことを受けまして、実施条件等を設定し、自粛事業を一部再開します。

１	再開する主な事業	(1) 救急講習（講師派遣） (2) 消防訓練、防火講話、消防署見学
２	実施条件等	国の「新しい生活様式」、岐阜県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」を踏まえ、事業ごとに実施条件等を設定しておりますので、最寄りの消防署へご相談ください。 （例）・参加者は全員マスク着用 ・屋内の場合、常時換気又は３０分ごとの換気 ・参加者の間隔（距離）を指定 ・会場の広さにより、参加者数を限定 など
３	再開時期	令和２年６月１日（月）から